

開講年度・学期	2017年度・前期	授業形態	講義
科目名	憲法第2部	科目ナンバー	JAPUB2202
英語表記	Constitutional Law 2	担当教員	阿部 和文
単位数	2		

科目の主題

日本国憲法の解釈論のうち、いわゆる統治機構論を主に取り扱う。

授業の到達目標

日本国憲法、特に第四章以下の解釈論について基本的な知識を習得することが目標となる。(我が国の政治的な意思決定がどのような原則・手続に基づいているのか、更に第1部との関係では、国民主権や権利条項のような要請がどのように具体化されているのか、という問題に関わる。)

授業内容・授業計画

講義の行程は概ね次の通りである。詳細は開講に改めて告知する。なお、授業の進捗状況に応じて多少の変動が生じる場合がある。

第1回	ガイダンス、総説（統治機構の基本概念）
第2回	立法権（国会の地位と組織）
第3回	立法権（議員の地位、議院の組織と権限、会議の基本原則）
第4回	行政権（行政の概念、内閣の組織・権限）
第5回	行政権（議院内閣制）
第6回	司法権（裁判所の組織、司法権の独立）
第7回	司法権（裁判所の権限、公開原則）
第8回	違憲審査制（制度の諸類型、違憲審査の対象）
第9回	違憲審査制（憲法判断の手法、違憲判決の効果）
第10回	戦争放棄
第11回	財政
第12回	地方自治
第13回	国法の諸形式
第14回	憲法と国家の保障
第15回	憲法改正と憲法変遷

事前・事後学習の内容

事前学習としては、レジュメ及び教科書・百選の指定箇所を通読しておくことが求められる。

評価方法

評価は期末試験のみによって行う。レポートや中間テストを課する予定はない。

受講生へのコメント

既に第 1 部を履修している場合は、その内容を適宜思い出せるようにしておくことが有益である。特に第三章所定の権利は、本講義で扱う国家の様々な活動の中で、配慮され、実現されることを想定しているためである。

講義は憲法に関する説明を目的としているが、その途中で民法や刑法、あるいは訴訟法といった他の法律の用語や議論に触れざるを得ない場合がある。最低限の説明はこちらでも行う予定ではあるが、履修者の側でも入門書や用語集などを使って自主的に補う必要がある。

教材

① 大石真『憲法講義 I 第 3 版』（有斐閣、2014 年）、②『憲法判例百選 II 第六版』（有斐閣、2013 年）以上のほか、学習用六法（出版社は問わないが、開講の時点で最新のもの）を用意しておくこと。

その他

履修可能最低年次

2 年次生以上